

令和8年(2026年)3月2日 時点

飯山市人権政策推進に関する基本方針

(改定案)

審議会でのご意見、検討経過を踏まえ、ご指摘いただいた点を修正しました。(基本見え消し、赤字)

また、庁内関係課、当課職員、審議会長による確認により、加筆・修正を加えています。(赤字など)

例)

- ・最初の基本方針(H24 版)での表現や文章で、わかりにくく感じられる部分を、できるだけ平易でわかりやすい表現に努めています。
- ・カタカナ言葉などで分かりにくい部分の注釈を追記

あわせて、主に後半部分のグラフについて、表示内容を簡略化し、文字を大きく見やすくしました。また、調査結果の分析コメントは最小限にとどめることとしました。(巻末に調査結果の詳細を掲載します。)

ページがずれてしまい、前回の指摘事項の確認がしにくくなっており恐縮ですが、ご検討よろしく願いいたします。

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------------|-------|
| 第1章 | はじめに基本的な考え方 | |
| 1 | 基本方針の策定まで | |
| 2 | 基本方針改定の趣旨 | |
| 3 | 基本方針の位置づけ | |
| 第2章 | 人権政策の基本理念 | |
| 1 | 人権の概念 | |
| 2 | 人権政策の基本理念 | |
| 第3章 | 人権施策の方向性 | |
| 1 | 人権の視点に立った行政 | |
| 2 | 人権に関する市民意識調査結果の概要 | |
| | (1) 人権意識について | |
| | (2) 人権侵害について | |
| | (3) 主な人権課題に関する意識について | |
| | (4) 同和問題に関する意識について | |
| | (5) 人権問題を解決する方策について | |
| 3 | 人権教育・啓発の推進 | |
| | (1) 学校における人権教育 | |
| | (2) 社会における人権教育・啓発 | |
| 4 | 相談・支援の充実 | |
| | (1) 国、県、関係機関など、多様な主体との連携 | |
| | (2) 相談窓口の充実 | |
| | (3) 相談窓口の周知広報 | |
| | (4) 相談員や関係職員の資質向上 | |
| 第4章 | 分野別施策の現状と今後の方向性 | |
| 1 | 分野横断的な人権課題に対する対応 (インターネット上の人権侵害) | |
| 2 | 分野別課題の現状と方向性 | |
| | (1) 同和問題 | |
| | (2) 女性 | |
| | (3) 子ども | |
| | (4) 高齢者 | |
| | (5) 障がいのある人 | |
| | (6) 外国人 | |
| | (7) 犯罪被害者等 | |
| | (8) 性的マイノリティ(少数者) | |
| | (9) 感染症患者等 | |
| | (10) 災害に伴う人権問題 | |
| | (11) 様々な人権課題 | |
| 第5章 | 推進体制 | |

| | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 基本方針の推進体制 | |
| 2 | 多様な主体との連携 | |
| 3 | 基本方針の見直し | |

付属資料

| | | |
|---|-----------------------------|-------|
| 1 | 世界人権宣言 | |
| 2 | 日本国憲法(抄) | |
| 3 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | |
| 4 | 差別のない明るい飯山市を築く条例 | |
| 5 | 人権尊重都市宣言 | |
| 6 | 策定の経過、差別のない明るい飯山市を築く審議会委員名簿 | |
| 7 | 人権問題に関する市民意識調査のまとめ(抜粋) | |

第1章 はじめに基本的な考え方

1 基本方針の策定まで

飯山市における人権課題への施策の取り組みは、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和対策事業と同和教育を中心に進められてきました。取り組み、それと並行して、社会全体における「人権」意識の広がりとともに、男女共同参画の推進及び高齢者、障がいのある人等の権利擁護、福祉サービスその他の様々な市の施策においても法の趣旨に沿って、個別計画の策定や日常的なサービス体制の整備に努めてきました。

市は、平成9年（1997年）6月には「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定し、市民一人ひとりの人権が尊重される「人権尊重のまちづくり」を目標に掲げて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての教育及び啓発活動を推進してきました。

なお平成14年（2002年）3月末をもって、昭和44年（1969年）以降後継法も含め実施してきた「特別措置法」が失効したことに伴い、同和問題に関する特別対策事業は終了し、一般対策による対応に移行しました。

平成14年（2002年）6月、市は人権尊重社会の早期実現に向けて市民一人ひとりが確かな歩みを進めるために「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（「人権教育のための国連10年」飯山市行動計画）を策定し、様々な人権課題に対応した人権教育・啓発活動に取り組んできました。しかし、社会には依然として、差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、また、少子・高齢化、国際化、情報化の進展などに伴い人権問題は多様化、複雑化の様相を呈していることから、飯山市では、社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を総合的に推進し、様々な人権課題の解決に取り組んでいくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）に基づき、市が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして、平成24年（2012年）に「飯山市人権政策推進に関する基本方針」を策定しました。

2 基本方針改定の趣旨

飯山市は平成24年（2012年）以降、「基本方針」の趣旨に基づき人権政策を推進してきました。

この間、国は現代社会における人権意識の高まりと国内及び世界的な社会情勢の変化を背景に、平成28年（2016年）、いわゆる「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」の人権三法を施行しました。また令和7年（2025年）6月には人権課題の現状を反映し、人権教育及び人権啓発に関する施策のさらなる推進を図ることを目的に、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を前計画から23年ぶりに策定しま

した。従来からの人権課題に加え、インターネットやSNSの影響、性自認の多様性、感染症に起因する差別など今日的な課題が顕在化する中で、それら新たな課題への対応が求められています。

国際的には、平成27年（2015年）9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として、17の目標による「持続可能な開発目標（SDGs）」が、加盟国の全会一致で採択されました。SDGsでは人権尊重の考え方に基づき「誰一人取り残さない」ことを基本理念として、全世界での取り組みが求められています。

飯山市は、市民の人権についての意識を把握し、人権施策の基礎資料とするために「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施しており、この間も平成25年（2013年）、平成30年（2018年）、令和5年（2023年）の調査結果から実施し、経年変化の把握と分析を行ってきました。

令和5年（2023年）3月に策定された飯山市第6次総合計画の基本目標においては、「年齢や性別、国籍、人種、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが個性や能力を発揮し活躍できるまちづくり」を掲げ、各種学習会などを通じた人権意識の向上啓発と多様性を認め合う地域づくりに取り組むことを、前期基本計画に盛り込みました。また、平成17年（2005年）の第1次計画策定から引き続き、令和7年（2025年）には第5次男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」を策定、令和5年（2023年）12月には犯罪被害者支援条例を施行するなど、継続して人権施策に取り組み、人権教育・啓発の推進に努めてきました。

一方、「飯山市人権政策推進に関する基本方針」はこれまでに一定の役割を果たしてきましたが、策定から10年以上が経過し、この間の社会における多様な人権課題の顕在化、及び複雑化や市民意識調査の結果等を踏まえ、現行の方針の理念を継承しつつ、新たな時代に合った施策の方向性を明確にする必要があるとの、「差別のない明るい飯山市を築く審議会」のご指摘を受け、令和6年度（2024年度）からその見直しに着手しました。市は、令和8年1月23日に審議会に対し計画の改定を正式に諮問し、同年3月 日に市長に答申をいただいたものです。

この改定にあたっては、国や県の動向を踏まえつつ、多様な人権課題への対応、飯山市らしい人権政策の推進などについて、審議会での検討と慎重な審議を重ねていただきました。今回の改定により、あらためて人権尊重の基本理念に立ち返り、多様性を認め合えるまちづくりに向け、市としての人権政策の推進に努めてまいります。

3 基本方針の位置づけ

この基本方針は、飯山市における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すもので、基本方針の考え方は、市の総合計画や行政全般に係る各種個別計画とも相互に関連

し、市の様々な施策に活かされていきます。

またなお、広く国際的な視点では「世界人権宣言」や「SDGs」と目指すところを同じくし、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」、いわゆる「人権三法」の趣旨に基づいたものであります。

飯山市は、この方針に基づき、様々な人権課題の解決に向けた施策を推進していきます。市民の皆様、企業やおまび地域団体においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。



※SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標は、2015年に国連で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す」ための国際目標。貧困・飢餓、環境問題、ジェンダー平等、平和など、17の目標と169の具体的な取り組みから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを掲げている。

第2章 人権政策の基本理念

1 人権の概念

人権とは、すべての人々が生まれながらに持っている、人間らしく生きるための普遍かつ不可侵な権利です。世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

また、憲法第13条では「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

人権は、人間が人間らしく、幸せに生きていくために不可欠なものであり、国籍、性別、人種、宗教などに関わらず、すべての人に平等に保障されています。

価値観が多様化し、個人の権利意識が高まるなど、社会が変化していく中で、従来は意識されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。このような中であっても、すべての人が持っている、かけがえのない価値と人として尊重される権利である「人間の尊厳」を原点として人権を捉えることが重要です。

2 人権政策の基本理念

飯山市の人権政策は、「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる地域社会の実現、すなわち「人権が尊重されるまちづくり」を基本理念としてきました。

この基本理念には、「~~多様性の尊重~~」や「~~認め合い、支え合う地域社会の実現~~」という考え方が表れています。この考え方は、持続可能で誰ひとり取り残さない社会を目指すSDGsが目指す姿とも重なり、多様化と複雑化が進む人権課題への対応の基本になるものです。

「人権が尊重されるまちづくり」のためには、市民一人ひとりが他者の人権を自分のことごととして捉え、尊重する意識の醸成が大切です。今後も、人権尊重の視点に立って、年齢や性別、出身地域や国籍、人種、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが個性や能力を発揮し活躍できるとともに、多様性を認め合い、共に生き、支え合うまちづくりに向けた施策を推進します。

第3章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政

飯山市は、行政のすべての分野で人権の視点に立ち、総合的に施策を推進することにより人権が尊重される社会を築いていきます。市が行う業務は、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「防災」、「環境」、「教育」だけでなく、あらゆる分野で市民の人権に繋がっています。

このためすべての市職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実施・点検・改善に取り組みます。

また、職員研修を通じて、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）への気づきを促すとともに、職員の資質と人権意識の向上を図ります。

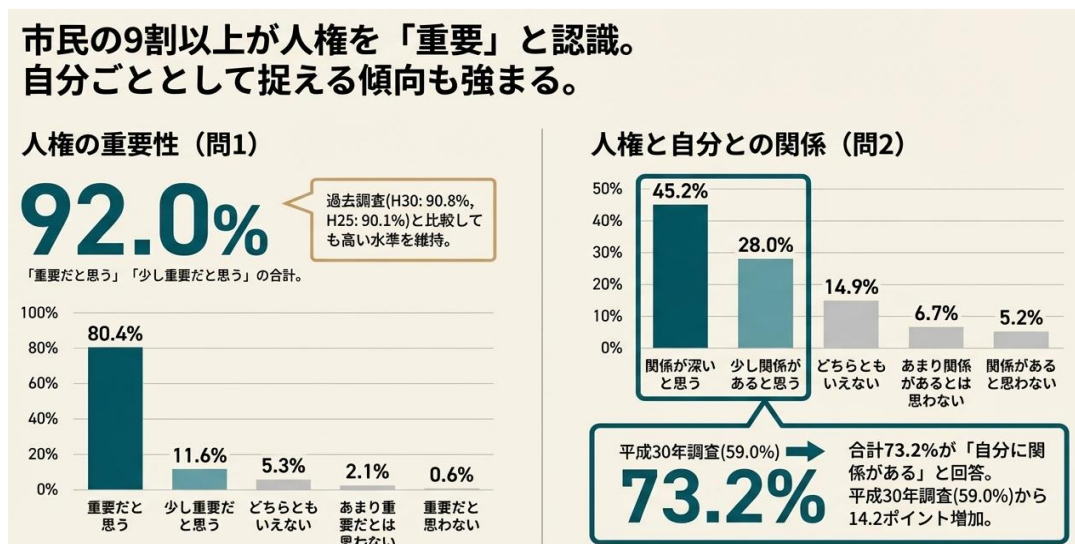
2 人権に関する市民意識調査の概要

「人権に関する市民意識調査」は無作為抽出した18歳以上の市民2000人を対象に5年ごとに実施しており、令和5年度（2023年度）調査での有効回答率は34.1%でした。

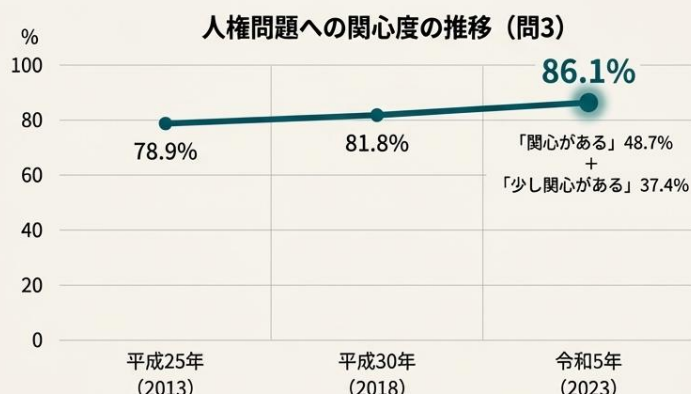
ここでは、平成30年（2018年）に実施した前回調査との比較も含め、令和5年（2023年）現在の人権に関する市民意識の傾向をまとめています。なお、詳細な調査結果は資料編（巻末）に掲載しています。

(1) 人権意識について

「人権は重要」及び「人権は自分に関係が深い」の回答の割合が前回より増加しました。様々なハラスメント事案、ジェンダー平等やいじめ・虐待等の報道により人権に対する意識や関心が高まるとともに、**さまざまな差別や偏見が依然として社会の中にあると認識されていることがうかがえます**とされています。



**人権問題への関心は過去最高に。
市民の意識は着実に高まっている。**



「関心がある」「少し関心がある」を合わせた割合は調査ごとに上昇。特に、強い関心を示す「関心がある」層が5年間で7.5ポイント増加しており、問題意識の深化が見られる。

男女・年代別に見ると、30代・40代の関心が他の世代よりやや低い傾向。社会の中核を担う世代への啓発が今後の鍵となる。

**高い意識の一方で、社会には依然として
「差別・偏見がある」という強い認識。**

市民の意識



92.0%
が人権を「重要」と認識



86.1%
が人権問題に「関心あり」

社会の実感

分野別の差別・偏見の認識

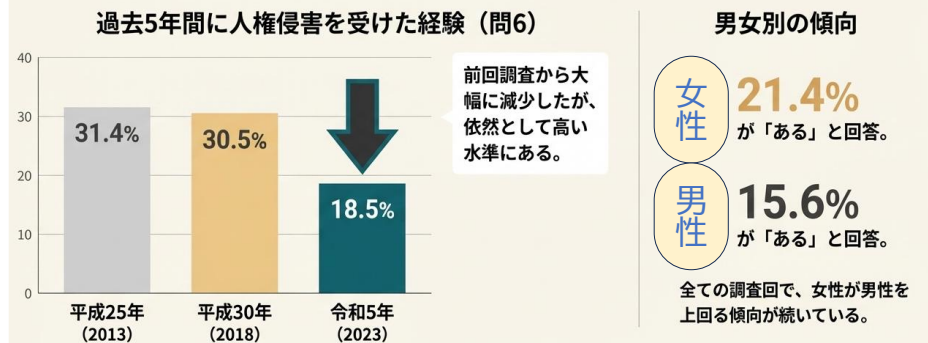


(2) 人権侵害について

「自分が人権侵害された」とする回答は、5年前の調査から12ポイント減少しましたが、男性より女性のほうが5.8ポイント高い結果となっています。人権侵害を受けた環境・場所については「職場」、「地域社会」が多い、**類型については「パワー・ハラスメント」、「悪口・噂」との回答が多くなっています。** 回答でした。

人権侵害への対応を尋ねたところ、「黙って、何もせず我慢した」が半数以上にのぼり、女性では「友人、知人に相談した」も高い比率になっています。

人権侵害の経験者は5年で12ポイント減少。 しかし、なお5人に1人が侵害を経験。

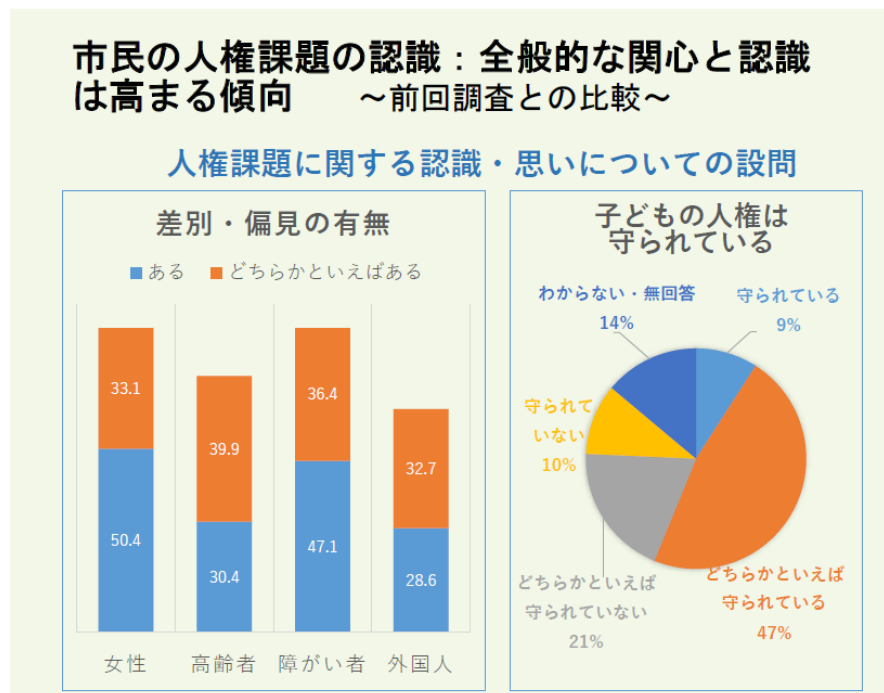


(3) 主な人権課題に関する意識について

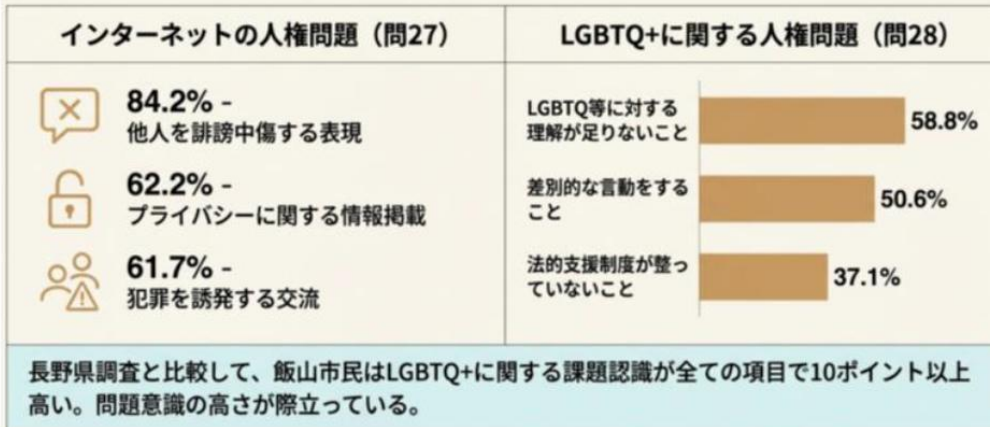
「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」など、主な分野（対象）についての人権課題意識の設問のうち、「女性に対する差別・偏見」が「あると思う」との回答が50%を超えており、子どもの人権が「守られていない」、「どちらかといえば守られていない」の回答は前回調査から微増しています。

「高齢者」、「障がい者」「外国人」に対する差別・偏見については、いずれも「あると思う」「どちらかといえばあると思う」に増加傾向が見られました。一方、「HIV感染者」、「ハンセン病患者」に対する差別・偏見については、報道等で扱われる頻度が少なくなっている影響か、「わからない」と答える割合が高くなっています。

犯罪被害者やその家族に関する人権問題、インターネットによる人権侵害、LGBTQ+等への性的少数者に関する人権問題など、新たな人権課題に対しても、近年の事件や報道等により、**関心と認識が高まっている理解が進んでいる**ことがうかがえます。



新たな人権課題：インターネット上の誹謗中傷と、性的少数者(LGBTQ+)への理解不足を課題と認識。

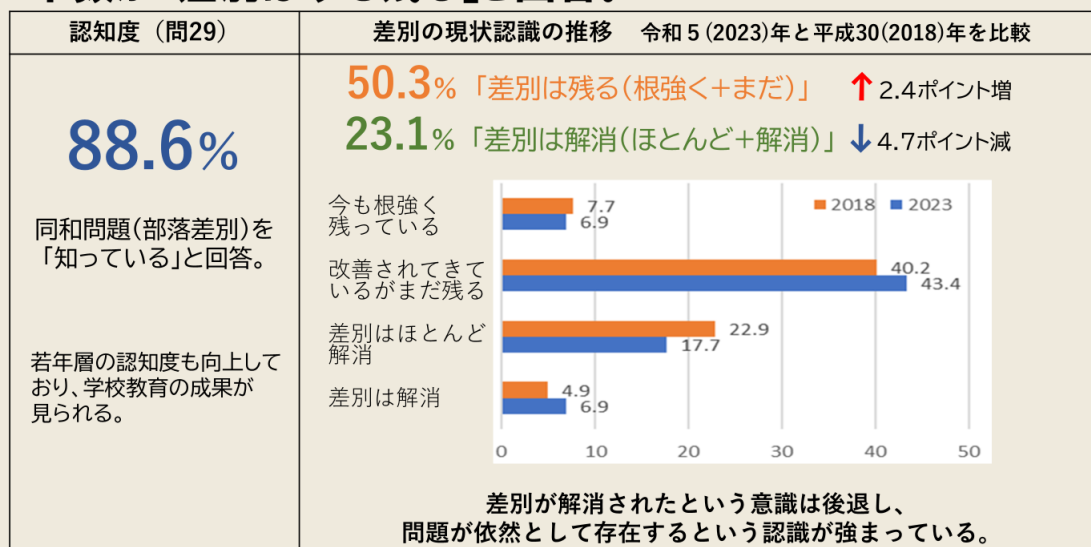


↓下線部：一方、同和問題が「今も根強く」もしくは「改善されてきているが、まだ残っている」との回答率は半数を超えており、「残っている」と感じている方においては、前回調査よりも減少傾向にあるものの、「結婚」に際しての差別が最も残っていると感じています。

(4) 同和問題に関する意識について

同和問題について、「知っている」とした回答率が前回より増え、問題を知ったきっかけについて、「学校の授業で」が一番多くなっています。また一方、同和問題が「今も根強く残っている」もしくは「改善されてきているが、まだ残っている」との回答率は半数を超えており、は増加していますが、「根強く残っている」、「改善されてきているが、まだ残っている」「残っている」と感じている回答した方においては、前回調査よりも減少傾向にあるものの、「結婚」に際しての差別が最も残っていると感じています。この背景には、結婚を「家と家」の問題として考える伝統的な意識や過去の差別事案の影響があると考えられます。

同和問題に関する市民意識：88%が問題を認知し、半数が「差別は今も残る」と回答。

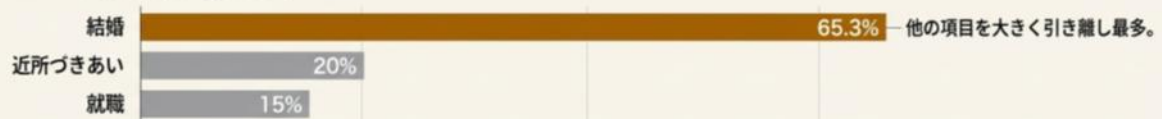


なお、結婚に際しての態度で、「自分の子どもの結婚」の場合と、「自分の結婚に家族や親せきから強い反対を受けた」場合では、自分の場合の方が当事者の「意思を貫く」という回答の比率が低くなり、「わからない」との回答が増えています。結婚を「個人」の問題と捉える意識が広まってきている一方で、親族との関係に悩む状況もうかがえます。

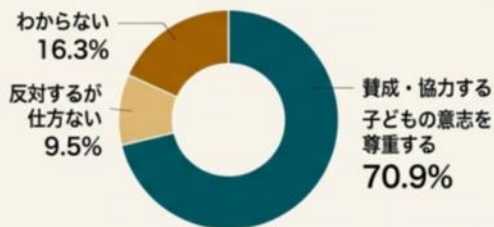
差別の実態は「結婚」に最も表れ、当事者としての決断を揺るがす。

「部落差別は残る」と回答した方の現在地 ～差別が残る場面～

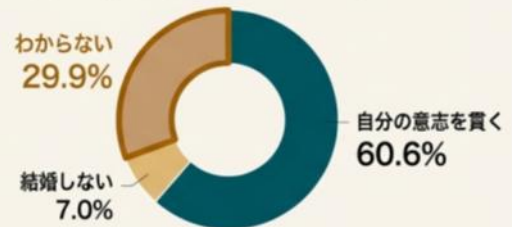
Part 1. 差別が残る場面 (問32)



Part 2. 子どもの結婚相手が同和地区出身の場合 (問33)



Part 2. 自身の結婚に親族が反対した場合 (問34)



約7割が子どもの意志を尊重する一方で、自身のこととなると約3割が「わからない」と回答。根深い差別が、個人の人生の選択に今なお重い影響を与えている。

(5) 人権問題を解決する方策について

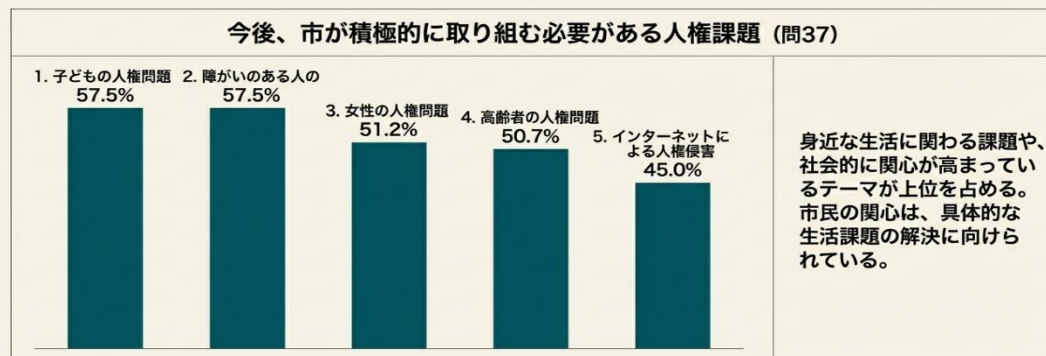
「市が積極的に取り組む必要がある課題」についての問いには「子ども」、「障がい者」、「女性」、「高齢者」「インターネット」との回答が多くなっています。身近なことや、報道等で扱われる頻度の高さが影響していると考えられます。市の施策において、これらの人権課題への具体的な取り組みを進めていくことが求められています。

また、「人権問題への理解を深め人権意識を高めるために必要な取り組み」の問いには、学校教育が最も高く、次いで習慣や社会の仕組みの改善が挙げられています。

市民が求める今後の重点課題：

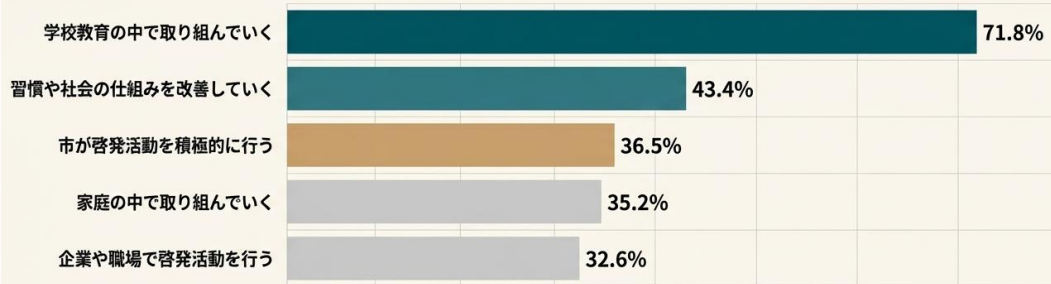
子ども・障がい者・女性・高齢者の人権への取り組みを重視

インターネットによる人権侵害への対応も求める



課題解決の鍵は「学校教育」と「社会の仕組みの改善」。 市民の期待が最も高いアプローチ。

人権意識を高めるために今後必要な取り組み (問38, 5つまで選択)



学校教育への期待が7割を超え、圧倒的に高い。次世代への教育と、差別を生む土壌そのものである社会システムの見直しという、長期的かつ根本的な解決策が求められている。

3 人権教育・啓発の推進

市は、人権に関する市民意識調査の結果から、令和5年（2023年）時点の市民の人権に対する意識や考えを受けとめ、県調査との比較や経年分析を行ってきました。調査結果からも、人権課題が多様化、複雑化するとともに、歴史や社会の中で根付いてきた差別と偏見もいまだに残っていることがわかります。あらためて市民一人ひとりが、人権とは何かを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が必要です。

飯山市では「基本方針」の基本理念と方向性を踏まえつつ、市の最上位計画であり10年ごとに策定される「総合計画」と「飯山市教育大綱」に基づき、市の人権教育・啓発の施策を推進してきました。

人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方（考え方）に関わることであり、ことから、押し付けにならないように自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めることや、日々の生活の様々な事柄を通じ、自ら考える中から培われるものであることに留意していきます。 **黄色部分の修正↓**

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方（考え方）に関わることであり、一方的な押し付けにならないようにするとともに、推進にあたっては普遍的、主体的な学びとなるような工夫も求められます。また、それぞれの人権意識には無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が影響していること、日々の生活の中でのさまざまな問いを自ら考える中で培われるものであることにも配慮して進めていきます。

また、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の人権を尊重するための人権教育・啓発を継続するとともに、適時適切な振り返りと見直しに基づく実践に努めます。

(1) 学校における人権教育

飯山市では、児童生徒の発達段階に応じた人権教育に継続して取り組んできました。

平成28年（2016年）の「教育大綱」に続き、令和3年（2021年）の「飯山市第2次教育大綱」では、「自己教育力を持ち、自分の夢の実現と持続可能な新たな時代を創る子ども」の育成を目指すべき姿とし、施策推進の6つの柱のうちのひとつに「お互いを知り、助け合う心が育ち、共生社会が実現するための教育の実践」を掲げました。

その具体的な取り組みとして、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の相互連携を進め、人権意識を高め、人権感覚を磨くとともに、身のまわりの生活の中にある差別や偏見、いじめに気づき進んで解消しようとする意欲と実践力をもった人間の育成をめざして、一貫した人権教育をあらゆる場面で実践しています。

こうした取り組みにより、児童生徒の人権尊重の意識が生まれ、人種や国籍、性別や障がい等による差別や人権侵害を克服し、多様性を認め合い共に生きる感性が養われ、学校でのいじめ、暴力行為、偏見や差別の根絶を目指しています。

人権教育はすべての教育の基盤であるという理念に立ち、学習指導の一層の工夫改善や教職員の研修など、人権尊重の視点に立った学校づくりに積極的に取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 幼児期は、身近な動植物に親しみ、生命の大切さや豊かな心を育てることを通じて人権感覚が芽生え、人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから家庭、地域、幼稚園・保育園、関連機関などと連携しながら人権教育を推進します。特に遊びを通して自他を大切にするなど、人権尊重の意識を育みます。
- ② 学校では、児童生徒の発達段階に応じ、道徳をはじめ各教科、特別活動など教育活動全体を通じて人権尊重の精神を養い、一人ひとりを大切にされた教育の充実を図ります。また、ボランティア活動や自然体験活動など、地域の方々との交流の機会を通して人権教育の充実を図ります。
- ③ 効果的な教育実践や学習教材などについての情報収集や調査研究を行い、学校へ提供していきます。また、自己の生き方の指針となる人権教育を推進するため、人材の配置、指導資料の充実を図ります。

(2) 社会における人権教育・啓発

(ア) 家庭・地域

家庭は子どもが家族とのふれあいを通じて、生命や人権の尊さを認識し、社会生活に必要なとされるルール・マナーや社会性を身につけるなど、人格形成の基礎を育む場であることから、家庭教育の充実を図るための支援が必要です。

地域においては、公民館等の社会教育施設を中心として多様な人権同和問題に関する学習機会の充実を図っています。また各地域で「人権同和男女共同参画地域推進員」を委嘱し、地区や集落ごとの学習会を実施し、様々な人権及び男女共同参画社会づくりに関する意識啓発を推進しています。

さらに、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化や災害などに伴う新たな人権問題への理解を広げるために、あらゆる生涯学習の場で積極的な啓発が必要です。そのため、地域の実情や学習者のニーズに応じた多様な学習機会の充実を図り、学習意欲を高めるよう気軽に取り組めるワークショップを取り入れるなど、適切な研修内容や方法を創意工夫し、人権教育・啓発に取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 生命や人権を尊重する豊かな人間性を育む家庭教育ができるよう支援に努め、**温かな会話があり、囲らんのある家族にとって安心できる居場所となる**家庭づくりを呼びかけます。
- ② 自主的な人権学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に講座等の開設や交流活動を積極的に推進します。
- ③ 地域社会において人権教育を推進していく指導者研修の一層の充実を図るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ります。
- ④ 地域に密着したきめ細かい多様な人権に関する学習、啓発活動の充実を図ります。
- ⑤ P T A、区長会、公民館、社会福祉協議会等関係諸団体との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進します。

(イ) 企業・職場

企業は、社会性・公共性を有しており、社会的責任とともに社会的貢献が求められ、人権問題の解決をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子・高齢化社会への対応などで果たすべき社会的役割を担っています。

飯山市では、昭和52年（1977年）2月に51事業所が参加して「飯山市企業同和教育推進協議会」が設立され、現在は「飯山市企業人権教育推進協議会」に改称し、56事業所が加入して、自主的に企業内人権教育を推進しています。

また、市及び飯山市企業人権教育推進協議会では企業内の指導者を養成するため、企業人権教育講座を**開催**実施し、市内企業における人権教育・啓発の推進を支援しています。

しかし、採用選考に際しての不適切発言や職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなど人権侵害の事例が全国的にみられることから、引き続き関係機関と連携して企業への周知・啓発を行います。

〔施策の方向〕

- ① 人権が尊重される職場づくりや人権尊重に基づいた企業活動の推進のため、飯山市企業人権教育推進協議会等と連携し、情報提供や啓発等を積極的に行います。
- ② 企業が社会的な責任を自覚し、自主的に人権教育に取り組めるよう指導者の養成や資質向上の取り組みを支援します。
- ③ 各々の企業・職場は人権尊重のまちづくりの担い手であることから、主体的な人権教育や研修を通じて、公正な採用選考の実施、ハラスメント防止・対策への積極的な取り組みを支援します。

(ウ) 市職員・教職員等

市民生活に深く関わる市職員等は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。

今後は、これまでの研修により積み重ねてきた経験や手法を生かすとともに、人権尊重の精神に基づき職務が遂行できるよう、職員研修の充実に努めます。

〔施策の方向〕

- ① 公務員は、全体の奉仕者として公平で公正な行政を推進する上で特に人権尊重の精神が大切であるため、計画的な人権教育や職員研修の**一層の充実に努めます。**
- ② 市職員は、一人ひとりが人権行政の担い手であることを強く**自覚認識**して、人権尊重の視点に立った職務遂行の必要があるため、全職員を対象とした研修機会を確実に確保するよう努めます。
- ③ **保育士・教職員は、子どもの人格形成期に保育・教育活動を通じて大きな影響を与えるため、同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題への学びを深めるとともに、SNS等の不適切な利用やいじめへの対応など、子どもの実態や発達段階に即した指導ができるよう人権教育の充実に向けたをすすめる研修を推進します。**の充実に努めます。

4 相談・支援の充実

市民が何らかの差別やハラスメント、人権侵害などの被害者となったとき、あるいは自分のまわりで人権問題が発生したとき、その疑いがあるときなどに、身近に相談できる窓口があり、状況に応じて適切な支援につながれることが大切です。

市民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、様々な施策や制度について必要な情報提供や支援を受けて、早期に問題が解決され、それぞれの状況に応じ必要な支援が適切に行われることが必要です。

飯山市は人権問題についての相談窓口を、「いいやま人権福祉センター」及び「市役所人権政策課」に設けており、人権福祉センターには専門の相談員が平日の開庁時間の間常駐し、相談に応じる体制を構築しています。また、人権政策課には電話やメールでの相談が寄せられる場合もあり、職員が適切な対応に努めています。

しかし、多様な人権問題が生じている現状では、市民意識調査で人権侵害を受けた時の対応として「市や他の相談機関に相談した」との回答は合計しても10%程度に留まることから、相談・支援体制の**一層の充実と周知の推進**に取り組みます。

(1) 国、県、関係機関など、多様な主体との連携

人権に関する問題の解決に向け、相談・支援の実効性を高めるため、国、県、人権擁護委員や警察、NPO、**社会福祉協議会**など、人権に関わる幅広い関係機関と連携して対応します。

(2) 相談窓口の充実

飯山市は人権問題についての相談窓口を、「いいやま人権福祉センター」及び「市役所人権政策課」に設けていますが、多様化・複雑化する問題に対応するため、電話及びメールによる相談の案内やプライバシーへの配慮等により、相談しやすい体制の整

備に努めます。同時に、市が関係する各種相談窓口到人権に関する相談が寄せられた場合には、適切に人権政策課との情報共有と連携が図れるよう、体制整備に努めます。

(3) 相談窓口の周知広報

人権に係る相談だけでなく、市の各種相談窓口がわかりにくく、相談につながりにくいという声があることから、市民が戸惑うことなく速やかに人権に係る相談ができるようにすることが必要です。そのため、これまで以上に市及び関係機関の相談・支援に関する窓口や支援制度の内容及び制度の内容及、各種相談・支援機関についての情報を、市ホームページや広報飯山等さまざまな広報媒体を活用した、積極的な広報に努め提供します。

また、毎年12月の人権週間に合わせ、人権についての広報に取り組む中で、法務局・人権擁護委員会による「みんなの人権110番」など、相談窓口についての認知度向上を図ります。

(4) 相談員や関係職員の資質向上

人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員がそれぞれの職務に応じて各種研修等に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

学校や職場でのいじめ

インターネット上の誹謗中傷

差別

暴力・虐待・DV

ハラスメント

ひとりで悩まず相談してください!

みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんなの ひやくとおばん

0570-003-110

令和7年10月1日から相談内容に応じた振り分け機能が導入されます。自動音声ガイダンスに従い、御相談を希望する人権問題の内容に応じ、番号を押してください。

●女性 ▶1番 ●高齢者 ▶2番 ●子どもに関する相談は、フリーダイヤル 0120-007-110でも受け付けています。

詳しくは

法務局 人権相談 検索

LINEじんけん相談

インターネット人権相談

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会

第4章 分野別施策の現状と今後の方向性

1 分野横断的な人権課題に対する対応（インターネット上の人権侵害）

情報通信技術の発展によりインターネットが急速に普及し、コミュニケーションの利便性が向上しました。反面、プライバシーの侵害、誹謗中傷、差別的表現の拡散など人権に係る深刻な問題が発生しています。

国では、令和4年（2022年）に、インターネット上の誹謗中傷対策として、侮辱罪の法定刑の引き上げや、令和7年（2025年）に情報流通プラットフォーム対処法による大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や削除対応窓口の整備の義務付けという対策の強化を進めています。

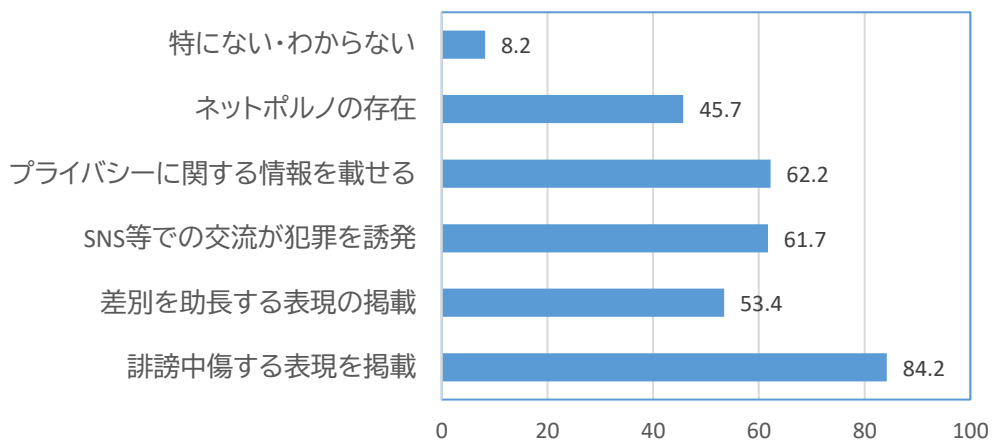
令和5年度（2023年度）の市民意識調査においても誹謗中傷による人権侵害の課題解決に積極的に取り組むべきという回答が多くなっています。インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会の進展による影響や危険性について正しい理解を深める啓発が重要です。

また、人権侵害や個人情報の流出等に係る問題が発生した際には、関係機関と連携し適切な対応を行っていきます。

〔施策の方向〕

- ① **市**は学校・企業・地域での人権教育・人権講座等を通じ、インターネットが社会に与える影響や、情報の収集・発信におけるモラルや責任について正しい理解を深めるための教育・啓発の推進に努めます。
- ② インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷等について、県の関係機関等と連携し、「表現の自由」に配慮しながら、悪質な人権侵害事案はプラットフォーム事業者に対し削除要請するなど適切に対応します。
- ③ インターネットを介した人権侵害の相談対応のため関係機関と連携し対応します。

問27 あなたは、SNSをはじめとしたインターネットに関し、現在どのような人権問題が起きているとおもいますか（複数回答）



2 分野別課題の現状と方向性

(1) 同和問題

同和問題は、わが国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる深刻かつ重大な問題です。

昭和40年（1965年）に出された同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけ、この答申を踏まえ、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。このことにより、平成14年（2002年）3月末をもって終了し一般対策事業に移行するまでの33年間、同和問題解決に向けた生活環境の改善や啓発活動等の施策が行われました。その後も差別解消に向け、平成28年（2016年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定・施行され、部落差別は許されないという認識のもと、差別のない社会を目指すことが明記されました。同法は、地方公共団体の責務として「国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずる」ことに加え、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」に努めることを定めています。地方公共団体は、相談体制の充実や教育・啓発の実施を図ることにより、同和問題の解決を目的としています。

飯山市は、昭和40年（1965年）同和対策審議会答申及び平成元年（1989年）、平成9年（1997年）の飯山市部落解放審議会答申の精神を尊重しながら、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け「差別のない明るい社会」の実現に向けて鋭意努力してきました。平成9年（1997年）2月の部落解放審議会答申「飯山市における今後の同和対策について」では、とりわけ差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動の充実が提起されました。

これを受けて市は、平成9年度（1997年度）に「飯山市同和（人権）教育基本方針」と「飯山市同和（人権）教育5か年計画」を策定し、同和教育の充実に取り組んできました。その後も、平成13年（2001年）の差別のない明るい飯山市を築く審議会では、飯山市における今後の同和対策等について、「同和問題について、偏見や誤った意識はまだ根強く残っている。同和問題の解決なくして『人が人として尊重される社会』の実現はない」と答申されており、今後、同和問題を人権問題という本質から捉え、人権同和問題の解決の視点にたち、市民一人ひとりが自分自身の課題として捉える取り組みへ力点を移した施策を推進していくことを提起しています。[下線部リライト↓](#)

その後も、平成13年（2001年）の差別のない明るい飯山市を築く審議会の答申「飯山市における今後の同和対策等について」では、「同和問題について、偏見や誤った意識はまだ根強く残っている。同和問題の解決なくして『人が人として尊重される社会』の実現はない」とされ、同和地区の生活環境の改善を中心とした取組みから「市民一人ひとりが自分自身の課題として捉える取り組みへ力点を移し」、「同和問題を人権問題という本質から捉え、人権・同和問題の解決の視点に立ち、必要な施策を推進すること」を提起しています。

この答申を受け、市は平成14年（2002年）6月には「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（〔人権教育のための国連10年〕飯山市行動計画）を策定し取り組みを進めてきました。また平成28年（2016年）の部落差別解消推進法施行に伴い、令和4年（2022年）に「差別のない明るい飯山市を築く条例」の一部を改正し、目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする法の精神に基づくとすることを加えて、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずる相談体制の充実を図ることを明記しました。令和4年度（2022年度）策定の「第6次飯山市総合計画」の中でも人権意識の啓発を示し、現在まで様々な施策を積極的に推進してきました。

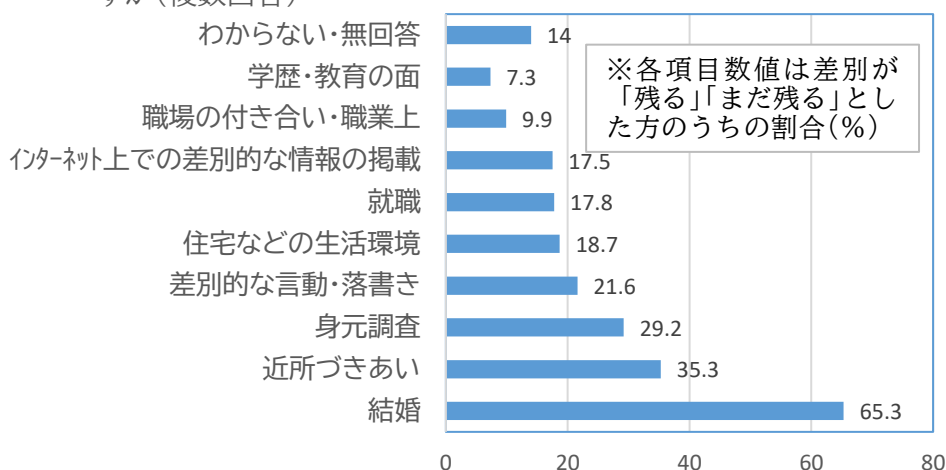
しかし、令和5年（2023年）の市民を対象に実施した人権に関する市民意識調査において、「あなたは同和問題（部落差別）についてどのようにお考えですか。」との問いに、「今も部落差別が根強く残っている」が6.9%、「改善されているがまだ残っている」が43.4%で合計50.3%と半数がまだ残っていると回答しています。また、「現在どのような面に同和問題（部落差別）があると思いますか。（複数回答）」の間に「結婚」が65.3%と最も高くなっており、「結婚問題」がいまだに根強く残っていることがわかります。また、インターネット等の情報化の進展に伴い、インターネット上で特定の地域を同和地区であるとする情報の拡散や誹謗中傷などの事案が起こっています。

このことから、今後も差別解消に向けて着実に歩みを進めていくため、学校、家庭、地域、企業、職場など、様々な場を通じての教育・啓発を推進し、同和問題に対する正しい理解や人権尊重の理念についての理解を深め、差別意識の解消に取り組みます。

〔施策の方向〕

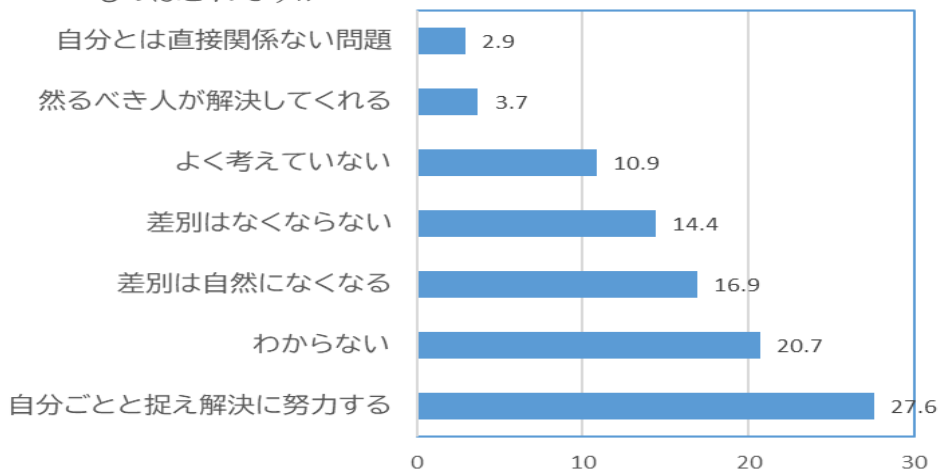
- ① 同和問題に関する特別対策事業の終了により生活環境の改善は一般施策となっておりますが、事業にあたっては、今後も状況を把握したうえで適切に改善等の実施に努めます。
- ② 「差別のない明るい飯山市を築く市民大会」をはじめ、あらゆる機会や各種の広報媒体を活用して、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、課題解決に向けた人権啓発活動を推進します。
- ③ いいやま人権福祉センターを拠点として、健康教室、各種講座の住民交流活動を推進します。
- ④ 幼児から高校生までの発達段階に応じ一貫した同和教育を実践するため、幼・保及び小、中、高、特別支援学校間相互の連携を図るとともに、教職員を対象とした指導方法等についての研究の充実を図ります。
- ⑤ 公民館や各種団体に働きかけ、学習会や講座などの地域ぐるみの同和教育を推進します。
- ⑥ 企業における同和教育を引き続き推進します。
- ⑦ わかりやすい啓発資料の提供に努めます。
- ⑧ 人権擁護委員と連携した人権に関する相談体制の充実を図ります。
- ⑨ いいやま人権福祉センターに、様々な人権相談に応じる人権福祉総合相談窓口を引き続き開設するとともに、地域での交流を深め、相談や人権学習を行う、「開かれたセンター」として、人権教育・啓発の拠点となるよう充実に努めます。
- ⑩ インターネット上での同和地区名を表示する等の差別表現の拡散については、関係機関と連携し、適切に対応しに取組みます。

問32 現在どのような面に同和問題(部落差別)があると思いますか(複数回答)



現在、どのような面に同和問題(部落差別)があるか(複数回答)については、「結婚」を挙げた人の割合が65.3%と最も高く、以下「近所づきあい」35.3%、「身元調査」29.2%、「差別的な言動・落書き」21.6%などの順となっている。上位4項目は前回と同一となったが、「差別的な言動・落書き」をのぞき、ポイントは前回より減少している。

問35 同和問題(部落差別)の解決に対するあなたの考えに近いものはどれですか



(2) 女性

女性の人権問題は、社会的・文化的に形成された性別意識(ジェンダー)に基づく固定的な性別役割分担意識と差別や偏見が根底にあります。国際連合は1970年代から性差別の撤廃や男女平等の実現に向けた世界規模での取り組みを進めてきました。また、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力をなくし、政治・経済・社会のあらゆる分野で女性が男性と平等な機会を得てリーダーシップを発揮できる社会を目指しています。

国は、平成11年(2000年)に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、現在は令和2年(2020年)に策定した「第5次男女共同

参画基本計画」のもと、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。

飯山市では、女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声の高まりを受け、平成12年（2000年）に第一次飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン21」を策定し、その後の4回の改定を経て令和6年度（2024年度）策定の第5次飯山市男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」へと受け継がれています。

また、平成20年（2008年）に「飯山市男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「飯山市男女共同参画推進委員会」や「飯山市男女共同参画コミュニケーター」の活動を通じ、男女共同参画の推進に向けた意識啓発と地域での学習などの施策を推進してきました。

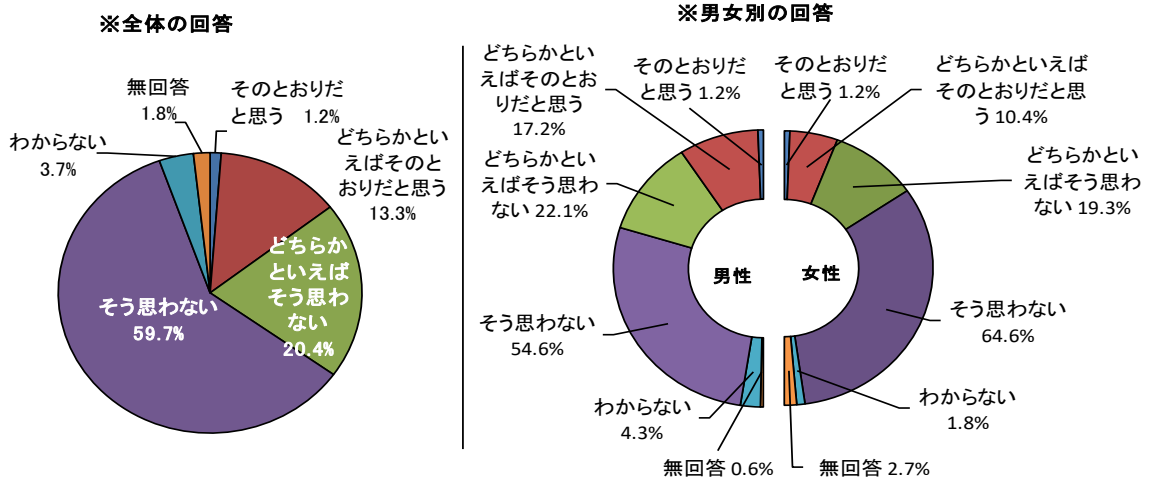
社会全体で男女共同参画と女性活躍推進が当然のこととして受け入れられてきていますが、一人ひとりの意識や慣習の中には固定的な性別役割分担意識が依然としてあり、様々な分野で差別や偏見が残っています。市民意識調査の結果でも、女性に関する人権問題として「男女の固定的な役割分担意識」が60.6%と最も高く、次いで「女性に対するハラスメント」が59.2%という結果となっています。地方在住の女性が感じる生きづらさが、地方からの女性流出につながっているという指摘もあり、「女性らしさ」が求められる地域の慣習やしきたりを見直していく必要があります。

飯山市は今後も、市民の誰もが性別にかかわらず人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識にしばられることなく、「自分らしく」それぞれの個性や能力を発揮でき、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野に積極的に参画できる、男女共同参画社会の実現をめざし、市と市民、事業者、地域団体が連携・協力して施策を進めていきます。

〔施策の方向〕

- ① 男女共同参画に関する情報と学習機会をあらゆる世代に向けて提供し、人権尊重と共同参画意識の醸成に努めます。
- ② 無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）も含め、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、家庭、地域、企業、職場において、男女双方の意識改革のための啓発活動の充実を図ります。
- ③ 様々な分野において多様な視点が活かされ、市の施策・方針決定過程に反映されるよう市の各種審議会における女性の更なる参画を促します。
- ④ 雇用・労働の分野において、女性と男性に平等な機会と待遇が保障され、安心して働き、生活できるよう、市内の事業者や企業に対し法律や制度を周知するほか、職場において誰もが働きやすい環境が整備されるよう啓発に努めます。
- ⑤ 男女間のあらゆる暴力の根絶と女性に対するハラスメント防止のための啓発活動、相談窓口の充実と周知に努めます。
- ⑥ 地域社会において、性別にかかわらず多様な担い手が集落（区）の自治会活動などへ主体的にまちづくり活動やボランティア活動等へ参画できるよう、男性女性双方の意識啓発に取り組み努めます。
- ⑦ 防災・災害分野においては、日ごろから男女共同参画の視点が入り入れられるよう、方針決定の場や自主防災組織等への女性の参画を推進します。

問13 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思いますか。
 (ひとつだけ○をつけてください)



(3) 子ども

1989年の国連総会において、18歳未満の子どもが大人と同じように人として尊重される権利を持つ「子どもの権利条約」が「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を柱として採択され、日本も平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

また国は、「児童福祉法」をはじめ、子どもを守り健やかな成長を支えるために「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」等の法整備により、子どもの人権尊重を進めてきました。

令和5年（2023年）には、児童虐待やいじめ、不登校そして少子化などの社会課題を背景に、「こども家庭庁」が発足し、子どもを独立した個人として尊重し、すべての子どもが将来にわたって幸せに暮らせるよう取り組む「こどもまんなか社会」の実現を目指して積極的な施策が推進されています。また同年、「すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けないようにすること」と明記された「子ども基本法」が施行されました。

飯山市では、小中学校のPTA活動や地域における青少年健全育成活動、子ども会活動などが昭和40年代から盛んになり、地域の公民館活動も含め、子どもたちの健やかな成長を地域で見守ることが続けられています。

家庭や地域社会そして幼稚園・保育園及び学校等で子どもを守り健やかに育てることは、常に大切に考えられ、市の施策推進においても重視されてきました。その一環として、放課後の児童の居場所となる「児童センター・児童クラブ」の設置、乳幼児と保護者のための「子育て支援センター」の運営、それらを複合的に配置した「こども館きら

ら」の開設などは、目に見える成果となっています。また、令和6年(2024年)には「飯山市子ども家庭女性センター」を設置し、子どもと子どもを取り巻く複雑で多様な課題への相談支援体制の充実を図っています。

飯山市では幼児期から学齢期まで通した人権教育の推進のため、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・特別支援学校の人権教育連携協議会を設置し、相互に連携した学びについての理解を深める取り組みを継続し、教材の配布や研修により子どもたちの人権意識を育んできました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増し、いじめや児童虐待、インターネットやSNSを通じた痛ましい事件に巻き込まれ被害に遭うケース、保護者の経済的困窮で厳しい生活環境に置かれるなど憂慮すべき状況にあります。

市民意識調査でも子どもに関する人権問題として、いじめや虐待を挙げた人の割合が60~70%程度と高くなっており、社会全体で子どもの権利を保障するための連携した取り組みを推進することが重要となります。

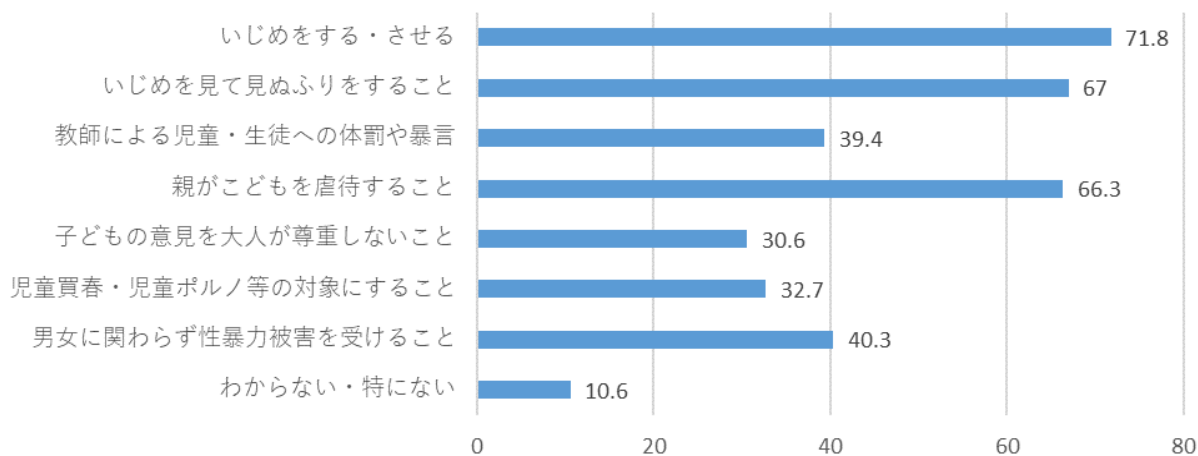
子どもに関する人権の尊重及び福祉の増進を目的にして、子どもの視点に立ち、市民一人ひとりが家族や子育てに関する関心を一層高め、行政、家庭、学校、地域や企業等社会全体のが連携した取り組みを推進することが必要です。

〔施策の方向〕

- ① 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための環境づくりに向け、権利侵害の早期発見・早期対応、切れ目ない支援体制構築のため関係機関の連携と充実を図ります。
- ② 年齢や発達の程度に応じた子どもの主体的な意見表明と参加を保障し、子どもの意見と子どもにとっての最善を尊重するとともに、自主的な活動を支援する環境づくりに努めます。
- ③ 子どもがかけがえのない社会の一員として大切にされ、子どもの命と人権が尊重されなければならないことを、あらゆる年代への人権教育の中で繰り返し伝えます。
- ④ 子どもが社会性を身に付けるとともに、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう、様々な世代の人たちとのふれあいや交流活動等を推進します。
- ⑤ 子どもが地域で安心して遊び、学び、心身を休めることができ、多様な人たちと関われるような居場所づくりと、必要に応じてSOSが出せる環境づくりに努めます。
- ⑥ コミュニティスクール(学校運営協議会)等を通じ、地域とともにある学校づくりを進め、子どもと地域の大人双方の自己教育力の向上を図ります。
- ⑦ 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・特別支援学校が相互に連携した人権教育を更に推進します。
- ⑧ 「子どもの貧困」対策として関係機関・団体との情報共有を行い、適切な支援に努めます。
- ⑨ 多様な教育的ニーズ(子どもの障がいの有無や程度、外国人児童生徒、不登校傾向等)に応じ、共に学ぶことを追求しつつ、個々の状況や思いに応じた指導・支援・環境整備に努めます。

②③はいただいたご意見を踏まえ、書き直したものの(赤字)です。

問15 あなたは子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きているとおもいますか。



(4) 高齢者

少子高齢化の急激な進行に伴い、飯山市の65歳以上の高齢化率は令和7年(2025年)10月1日現在41.0%、75歳以上の後期高齢化率は23.9%となっており、全国及び長野県の平均を上回る状況にあります。人口減少もあいまって高齢者数はゆるやかに減少していますが、一人暮らしの方や認知症の不安を抱える方が増えており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための施策の推進が求められています。

平成12年(2000年)の介護保険制度の開始から、市は「飯山市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに更新し、**介護の社会化(介護を家族だけが担うのではなく社会全体で支えていくこと)**により高齢者の暮らしを支える施策を推進してきました。様々な在宅サービスや施設利用により、誰もが、望むところで望むように暮らせる環境と体制の整備は、高齢者の人権の尊重にもつながっています。

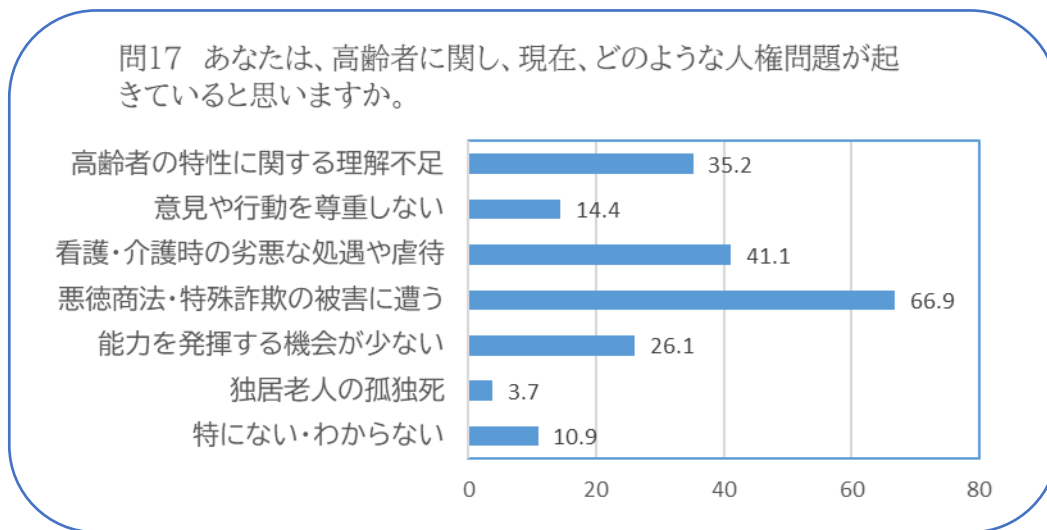
一方、高齢化の進行により、医療や介護等の社会保障の問題だけでなく、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や詐欺被害などが、高齢者の人権に係わる課題となっています。

市民意識調査では、高齢者の人権の問題として悪徳商法・特殊詐欺の被害者が多いことが66.9%、次いで認知症等の高齢者の特性に関する理解が不足していることが51.5%という結果であり、総じて女性の方が男性よりも高齢者の人権を課題ととらえていることがうかがえます。

介護保険や医療、福祉、権利擁護などの施策とともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加し、要介護状態や認知症状が進んでも高齢者の尊厳が守られるような取り組みを推進します。

[施策の方向]

- ① 高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことで誰もがその人らしく暮らし続けられる地域づくりをめざし、高齢者の人権・福祉についての理解を深める教育・啓発を行います。
- ② 高齢者が安心して生き生きと暮らせるよう、各種福祉・介護サービスなどの情報提供に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携して高齢者の支援を行います。
- ③ 高齢者の防犯対策、災害時の要支援者対策等による支援体制を構築するとともに、高齢者虐待及び特殊詐欺等の被害防止の啓発に努めます。
- ④ 高齢者の知識・経験を生かした社会参加機会の充実と社会参加しやすい環境整備を図ります。
- ⑤ 認知症等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守るとともに身寄りのない高齢者の様々な困難状況に対応する成年後見制度など、権利擁護施策についての、周知、相談・利用支援を行います。



(5) 障がいのある人

国は「障害者基本法」において、障がいのあるなしにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、制度や施策を推進してきました。

平成23年（2011年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成25年（2013年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

また、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、行政や企業などに対し、障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止するとともに、障がいのある人に対する合理的な配慮（障がい者に対する社会的障壁の除去）が明記されました。そして令和6年（2024年）4月からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

飯山市では令和6年度（2024年度）に、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を策定しました。障害者総合支援法の基本理念を基に、障がいのある人の日常

生活を支える方策を定めています。障がいのある人もない人も、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や福祉サービス事業者、教育機関、行政の専門職など地域の多様な主体がつながり、適度な距離で気にかけて合うことで、「その人らしく生き生きと、安心して暮らせる」一人ひとりの暮らしと生きがいの共生社会地域を共に創っていくことに取組んでいきます。

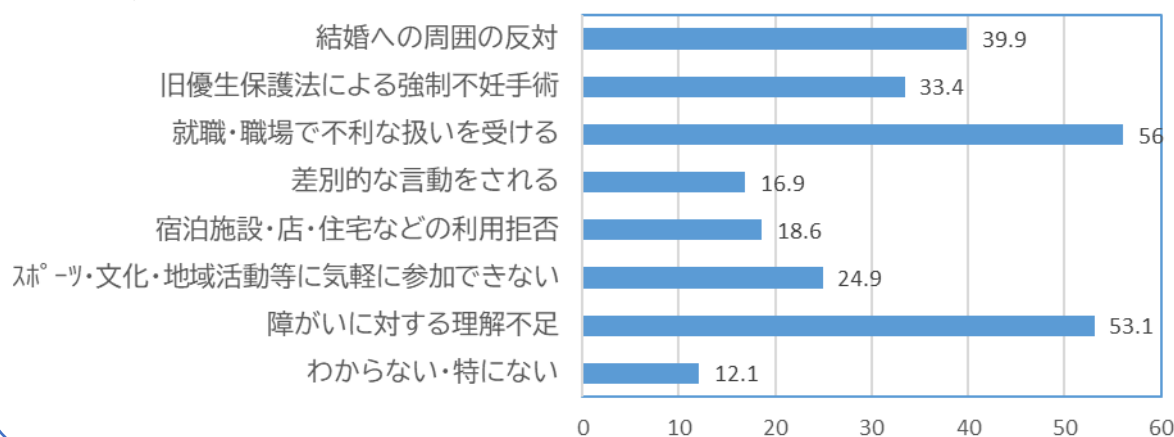
障がいのある人への人権問題として、偏見や差別意識が生じる背景には障がいの発生原因や症状についての理解不足が大きく影響しています。障がいのある人もない人も、お互いの個性や人格を尊重し合い共に暮らせる社会を目指すため、認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

〔施策の方向〕

- ① 飯山市障がい者計画、障がい福祉計画及び飯山市障がい児福祉計画を推進します。
- ② 障がいのある人や障がいに対する偏見や差別、障がいのある人への虐待をなくすために、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。
- ③ 障がいのある人・ない人が「共に生きる社会」実現のため、保育園、幼稚園や小中学校での「障がいへの理解を深める教育」を推進し、各種交流活動やさまざまなボランティア活動への参加を呼びかけ推進します。
- ④ 障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、バリアフリーやユニバーサルデザイン化など福祉のまちづくりを推進します。公共施設についても改善を進めます。
- ⑤ 障がいのある人の人権擁護のため、人権擁護委員と連携した相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 障がいのある人の状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般就労や福祉的就労の促進など雇用機会の拡大を図ります。
- ⑦ 関係機関と連携し、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたきめ細かく対応できるようインクルーシブ^(※)な教育の実現のための取り組みを進めます早期療育体制の充実に努めます。

※インクルーシブ：包摂的、包括性という意味で、教育においては障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に学び自立できる力を育むことを目指すことが重視される

問19 あなたは、障がい者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか(複数回答)



(6) 外国人

飯山市に居住する外国人は、令和7年（2025年）3月31日現在278人となっています。また、平成27年（2015年）3月に北陸新幹線飯山駅が開業し、インバウンド客や移住者が増加しています。市民は、職場、学校、地域社会など日常生活の様々な場面で外国人と密接にかかわりをもっています。市民意識調査の結果では、外国人の人権に関わる人権問題として、言語が異なるため日常生活に必要な情報の取得や相談をしにくいのではないかという回答が多くなっています。市では、外国語表記のパンフレットの配布やホームページの外国語切替対応、転入手続きの際には健康保険や年金などの各種制度の説明、併せてごみの出し方等、日常生活に関する情報の提供など、外国人が暮らしやすい施策を推進してきました。

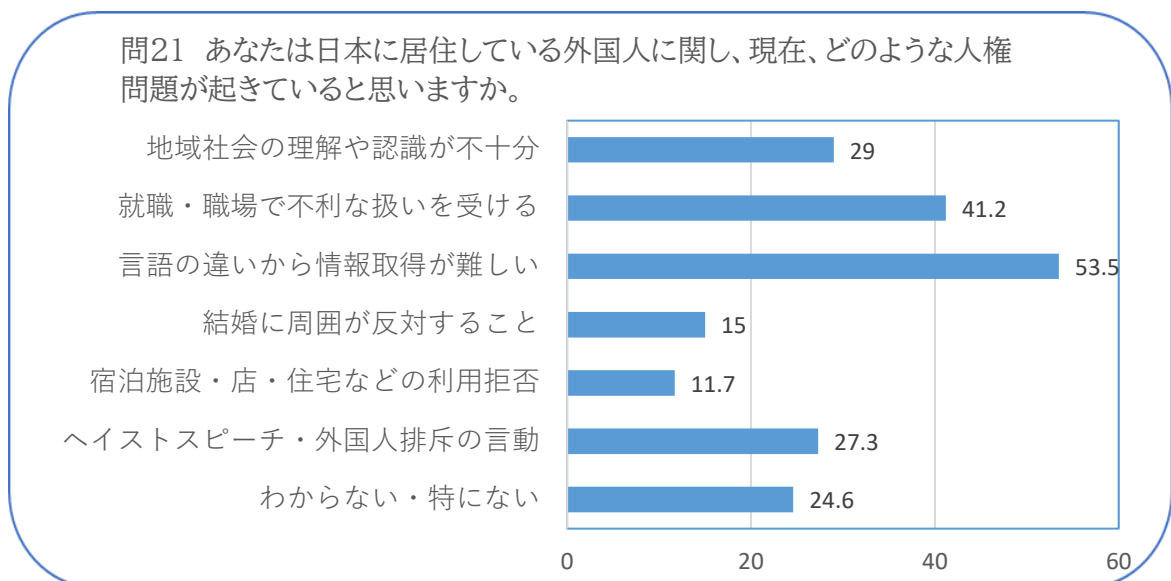
また、国際交流員1名、小学校に2人、中学校に2人の「外国語指導助手」を配置し、幼少期から国際理解教育を推進しています。

なお、全国的には特定の国籍や民族の人々を排斥しようとするヘイトスピーチ等の問題があり、平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

外国人と日本人が住民として共に生活できる、開かれた地域社会を実現するために、それぞれの国の歴史や文化を正しく理解し、尊重するとともに、広く市民の間に文化の多様性を受け入れる「共生の心」を醸成し、共に安心して快適に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指します。

〔施策の方向〕

- ① 国際交流員による各種交流活動、公民館などで行う講習会の開催、地区の人権学習会などの場を活用して、人権の尊重や多様な文化の理解など、国際理解の促進と共生意識の醸成に努めます。
- ② 学校において国際理解教育を推進します。



- ③ 外国籍の児童生徒には、就学の機会を保障するとともに、日本語の習得、生活適応のための相談指導に努めます。また、必要に応じて、外国籍児童支援員を配置します。
- ④ 災害時を含め、日常生活に必要な情報の提供、生活相談など支援体制を充実します。

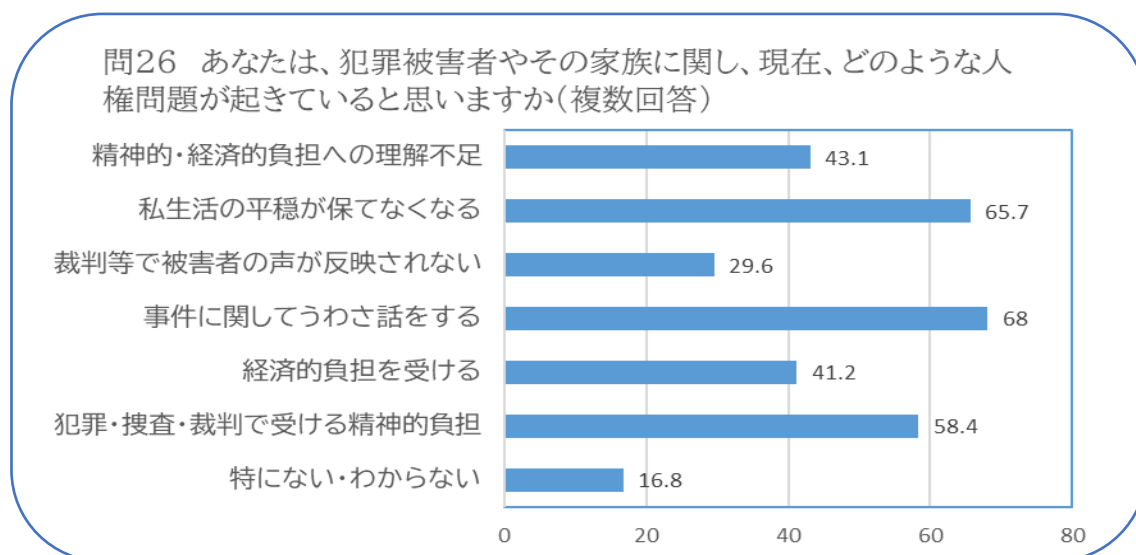
(7) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪という理不尽な行為により身体的・精神的に直接被害を受けるだけにとどまらず、被害後に生じる周囲の心無いことばや報道等により、重ねて平穏な生活が脅かされるなど様々な困難に直面しています。

国は、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」を施行、また同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」を策定し、地方公共団体に対しても必要な取り組みを講じるよう求めています。

県では、令和4年（2022年）に「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、条例の制定を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定めた「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

飯山市は、令和5年（2023年）に「飯山市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図るための支援の基本となる事項を定めました。この条例等に基づき、犯罪被害者とその家族等に対し適切な支援を提供し、犯罪に伴う人権侵害や二次被害を防ぐための取り組みに努めます。



〔施策の方向〕

- ① 「飯山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、必要な支援を進めます。
- ② 必要に応じ、県や警察、長野犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携できるような市の支援体制を整備します。
- ③ 犯罪被害者等に対する理解を促し、二次被害が生じることがないように啓発を図ります。

(8) 性的マイノリティ（少数者）

これまで社会では、性は男性と女性の2つであり、恋愛感情は異性に対して起こるものと捉えられてきました。しかし、性的指向やジェンダーアイデンティティは多様であるということが少しずつ認識されてきています。性的マイノリティとは、心と体の性が一致しない人や好きになる人が異性であるとは限らない人など、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）について少数派となる方たちのことで、LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）という言葉で表すこともあります。

このように自らの性的指向や身体と心の性自認が一致しないため違和感に悩む人などに対し、周囲の無理解による偏見や差別的な言動の対象とされる問題があります。また、本人の同意を得ずに、その人の性的指向や性自認などを勝手に暴露する行為（アウティング）も問題となっています。

国では、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する法律」が、令和5年（2023年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律」が施行され、性的マイノリティの方々に対する理解を促進するための積極的な啓発が図られています。

長野県は、誰もが多様性や違いを認め、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みの一環として、性的マイノリティの方々への生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除くことを目指して「長野県パートナーシップ届出制度」を令和5年（2023年）に制定しています。

飯山市の令和5年度（2023年度）の市民意識調査の結果では、性的マイノリティへの理解不足や差別的言動を問題とする回答の割合が高くなっていました。ジェンダーアイデンティティの多様性を認め、理解を深めるための教育や啓発を更に進めることが重要です。

〔施策の方向〕

- ① 多くの市民が性の多様性について理解を深められるよう、人権講座等を通じた啓発活動に努めます。
- ② 教職員等が性の多様性に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう研修会を開催します。また相談体制の充実を図ります。
- ③ 職場等でのアウティング※はハラスメントであり、性的マイノリティに対する差別は人権侵害となることを周知し、企業等にその適切な対応を働きかけを行います。
- ④ 性的マイノリティ当事者の生きづらさや悩みを相談できる窓口の設置、及び周知を図り、社会生活上での不利益の解消に努めます。

※アウティング：本人の性のあり方を同意なく第三者に暴露すること

問28 あなたはLGBTQ等の性的少数者の方々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか(複数回答)



(9) 感染症患者等

ハンセン病、H I V (ヒト免疫不全ウイルス)、新型コロナウイルス等の感染症については、正しい知識や情報が不十分であることにより、偏見や差別が発生します。

ハンセン病は、かつて国の隔離政策により当事者が厳しい人権侵害を受けてきました。国は、ハンセン病回復者の方々が地域社会から孤立せず、安心して生活を送るための環境整備や、偏見・差別のない社会の実現を謳った「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を平成21年(2009年)に施行し、ハンセン病に起因する人権問題の解決に取り組んでいます。

H I Vが引き起こすエイズ(後天性免疫不全症候群)についても、いたずらに感染を恐れるのではなく、正しい知識としっかりした予防行動により、感染のリスクを減らすことができることがわかってきました。また、治療法の進歩により、仮にH I Vに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

令和2年(2020年)以降、世界的に新型コロナウイルスが蔓延し、人々の生命や健康が脅かされ、生活や経済活動にも大きな影響を及ぼしました。感染が拡大する中、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的な言動が深刻な問題となったことを受け、令和3年(2021年)には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正により、差別や偏見を防止するための規定が設けられました。

飯山市にあっても、感染症などについて、正しい知識の普及や理解を図り、感染症による差別や偏見のない社会の実現に向け、引き続き取り組む必要があります。

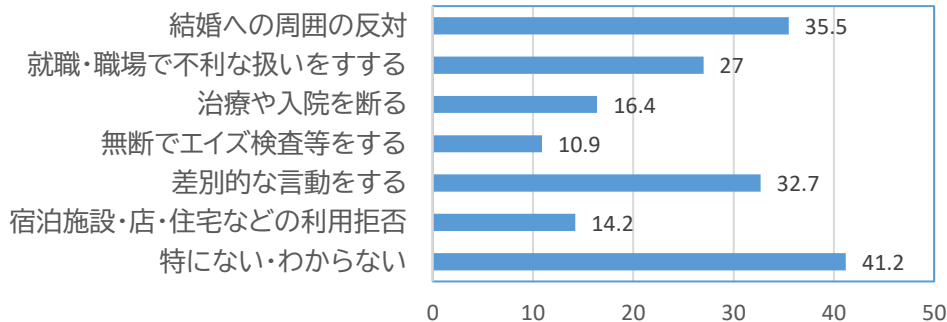
[施策の方向]

- ① ハンセン病の正しい知識の普及啓発を推進し、偏見や差別の解消に努めます。
- ② H I V感染症の感染予防のための正しい知識の普及を行うとともに、知識不足や誤解によって生じるさまざまな偏見や差別をなくす啓発活動に取り組むほか、**学校教育においても発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、H I V感染者及びエイズ患者と共に生きていく社会づくりを推進します。**地域社会と患者・感染者がと

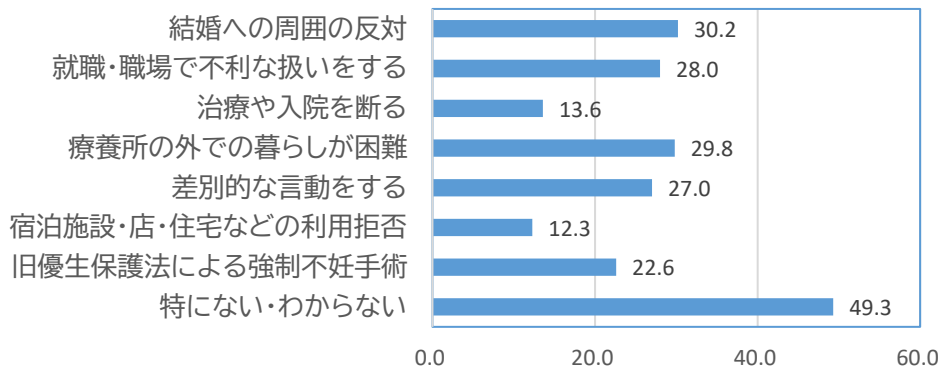
の共生を図ります。

- ③ 新型コロナウイルス感染症のほか、新たな感染症に関する情報や感染症予防等の情報発信に努めます。

問23 あなたは、HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか(複数回答)



問25 現在どのような面にハンセン病患者・元患者やその家族に対する差別・偏見があると思いますか(複数回答)



(10) 災害に伴う人権問題

近年の気候変動等により、各地で大きな自然災害が発生しています。また日本は地震大国であることから、平成23年(2011年)の東日本大震災、令和6年(2024年)の能登半島地震など、各地で大規模な地震が発生しています。

これらの災害の現場では、避難所等における様々な人権問題が明らかになり、プライバシーの確保や女性、子ども、障がいのある人、高齢者等への配慮の重要性があらためて認識されました。また近年は、SNS等によるデマ情報の拡散なども大きな問題となっています。さらに、東日本大震災の際の原子力発電所の事故に伴う、風評による偏見・差別なども災害に起因する人権問題となっています。

災害という緊急事態発生時にも、正しい知識と互いに思いやる気持ちを持って、人権が守られるよう、平常時から取り組む必要があります。

〔施策の方向〕

- ① 人権に配慮した防災体制を推進するため、地域、関係機関との連携を図ります。
- ② 災害発生時における情報伝達について、要配慮者にも配慮した様々な媒体による伝達方法の活用を研究、推進します。
- ③ 地域での防災訓練等を通じた実践的な防災知識や自主防災体制の充実を図られるよう努めます。
- ④ デマ情報の拡散や風評被害、被災者への差別が生じる現状を踏まえ、被災地の状況を正しく知り、差別や人権侵害が起きないように教育・啓発に努めます。

(1) 様々な人権課題

人権問題については、**ここまで**十一日に記述した以外にも多くの問題があり、それぞれ関係法令によって、人権啓発や社会参加の推進が図られています。飯山市では従来から各種の学習会や講座などの機会を通じて様々な人権問題についての啓発に努めてきましたが、今後も以下①～⑦のような問題に加え、新たに生じる人権問題にも適切に対応していきます。

〔施策の方向〕

- ① 刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう偏見や差別の解消に努めます。
- ② アイヌ民族の歴史文化に対する関心を一層高め、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に努めます。
- ③ プライバシーの侵害や個人情報の漏洩などは、情報化の進展により多く発生していることから、個人情報とプライバシーの保護についての啓発と相談体制の充実に努めます。
- ④ 地域社会における慣行や因習あるいは考え方で差別や差別につながる恐れのあるものについては、見直しや研究を進めます。
- ⑤ 北朝鮮による人権侵害に関する認識を深め、拉致問題を自分ごととして受け止め、早期解決を目指すための啓発、学習機会の充実に努めます。
- ⑥ **失職、自身や家族の病気、家族や友人の死亡など、さまざまな環境の変化によって、周囲との関係が希薄化したり、就労できなくなったりするなど社会的な孤独・孤立状態から、生活困窮や自殺につながる場合があります。当事者の困難が深刻化しないよう、地域での見守りや行政による適切な支援につながる体制づくりに努めます。**
- ⑦ 働く人の人権の視点から、カスタマーハラスメントも含め様々なハラスメントにより心身の不調や休職・退職に追い込まれることがないよう、ハラスメント防止の徹底、ワークライフバランスの促進など、良好な労働環境づくりのための研修・啓発とともに、相談窓口の周知に努めます。

⑥はいただいたご意見を踏まえ、書き直したもの（赤字）です。

第5章 推進体制

1 基本方針の推進体制

飯山市では、**人権尊重の理念に対する理解を深め**、人権意識の高揚を図ることにより、あらゆる差別のない明るい飯山市を築くことを目的とした「差別のない明るい飯山市を築く条例」に基づき施策を展開しています。

人権政策の効果的な推進にあたっては、この条例と本方針に基づき、行政と市民が一体となって取り組んでいくことが重要です。

行政は「人権尊重社会の基盤づくり」を担い「仕組みをつくり支える」存在として、人権政策課を中心に、次のような役割を果たします。

- ・ 人権政策の方向性や計画の検討及び見直しなど施策の推進と調整
- ・ 人権講座、研修会開催など教育、啓発活動の推進
- ・ 人権相談窓口の充実、支援体制の整備
- ・ 高齢者、障がい者、子どもなど社会的弱者とされる人への支援
- ・ 人権侵害や差別・偏見など様々な人権課題への対応

市民は、一人ひとりが日常生活の中で人権尊重の意識を持ち、次のような態度と取り組みを通じ、人権課題の解決と人権侵害のない地域社会づくりを目指します。

- ・ 誰もが、差別的な言動をしない、差別を見抜き、見逃さない、許さない
- ・ 講座や学習会への参加による学び続ける姿勢
- ・ 地域での支え合い、災害時の共助の推進
- ・ 多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる地域づくり

また、「差別のない明るい飯山市を築く審議会」において、人権にかかる課題及び施策等について審議し、意見や提言を生かして施策を推進していきます。

市の各部署においては、基本方針の趣旨を踏まえ、審議会の提言等に基づいて人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 多様な主体との連携

国・県・民間団体・企業・学校などの関係機関においては、それぞれに人権に関する各種の取組みが進められています。市の人権政策を効果的に推進していくために、これら関係機関との連携を密にし、情報交換と相互協力体制の充実を積極的に推進します。

3 基本方針の見直し

人権が尊重された地域づくりを推進するため、社会情勢の変化、また5年ごとの人権に関する市民意識調査の結果等を踏まえ、人権施策を着実かつ効果的に推進するため、差別のない明るい飯山市を築く審議会に意見を求めるとともに、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて方針の見直しを行います。